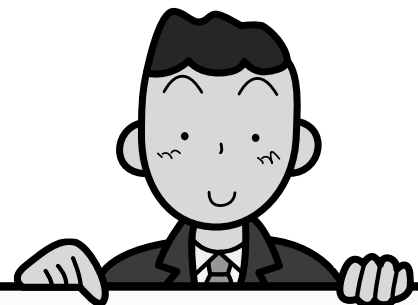


とちぎ社労士 No.88

**中央だけが潤って
地方は疲弊するばかり
この構図は、
社労士会にも当てはまります。**

- ★安全管理研修会開催される
- ★労働審査会までを経験して
- ★社会保険出張相談に派遣されて
- ★座談会に参加して
- ★アスベスト労働災害無料相談会
経過状況
- ★労働局でカラ残業？
- ★新入会員紹介
- ★事務局だより ★編集後記



発 行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

平成19年度 安全管理研修会が開催されました



平成19年11月16日（金）、日光市の『日光千姫物語』会議室にて、安全管理研修会が開催されました。
研修内容は

(1) 業務上の起因によるうつ病について

- ・うつ病に関する知識
- ・精神障害の既往歴との関係など

講師 大森 健一氏（元獨協医科大学学長、現滝澤病院理事長）

現代のような、物が溢れている素晴らしい時代に人々の心が豊かで安定しているかと言うと、決してそうでもないような気がします。

自殺件数も、年間2～3万件と増加傾向にあり、何らかの心理的な葛藤が厳しい世の中に存在していると考えられる。

このような中で、事務所で働く人々のストレスによるうつ病が増加傾向にあり、その予防と治療について、ユーモアを交えての講演でした。

とくに、職場での強い不安、悩み、ストレスの原因は、男女とも職場での人間関係がトップであり、続いては仕事の質・量・適性となっている。

今後は、ますます労働環境が厳しくなり、従業員の精神的な問題が事業所内で起きてくると考えられ、社会保険労務士としても、うつ病の予防に事業所と共に真剣に取り組むべきではないでしょうか。

ストレス解消の10カ条を当日の資料より抜粋させていただきました。

ストレス解消の10ヶ条

1. 自分を客観的に見る。
2. 自分にご褒美を用意する。(旅行、音楽会、パーティ)
3. 疲労は早めに除く。
4. 自分の限界を心得る。
5. 方向の違う二つの生活を持つ。
6. 趣味を持つ、趣味は身を助ける。
7. 友人、方面の違う友達が良い。
8. 八方美人、過同調はストレスのもと。
9. 何事も積極的に取り組む。
10. くすりは専門医の指示のもとに。

(2) アスベスト（石綿）による健康障害と労災認定事例について

講師 沼尾 和夫氏（栃木県労務士会会員）

アスベスト問題は、最近では以前と比較して話題も減り、沈静化したように考えられがちですが、アスベストによる健康被害の発症は、潜伏期間が長く、概ね曝露後30～40年と言われているので、アスベストの大量使用期間が1974年（昭和49年）頃であるので、今後が大量発症期を迎えることとなる。

研究結果では、胸膜中皮腫だけの年間死亡者は、ピーク時の2030年には5万5千人と言われている。

社会保険労務士として、アスベストを含め、労働安全にも重点をおいてゆくべきではないでしょうか。



講師 大森 健一氏



講師 沼尾 和夫氏

労働保険審査会までを経験して

私が社会保険労務士として初めて経験し平成19年7月裁決された事例について記します。

請求人の夫A（57歳）は、平成13年10月31日昼過ぎ配達途中に脳出血を発症し倒れ病院に搬送されるもその2日後に死亡した。

平成14年春頃

会社より労災請求の依頼があった。

次のような問題点があったため労災の請求を躊躇したが、結局葬祭料の時効にかかる前に労災の申請をした。

Aは、平成11年5月脳梗塞の既往症がある、労働者名簿、出勤簿、就業規則等が作成されていない。

社長、同僚、家族からの聞き取り及び伝票などから労働時間を推計し、業務内容、健康状態、私生活についても聞き取りから文章にまとめて別紙として添付した。大変時間を要する作業だった。

平成15年10月6日

遺族補償年金、葬祭料の支給請求書を所轄監督署に配達証明にて郵送。

持参すると窓口で受取を拒否される恐れがあったために郵送した。

平成16年5月

監督署の申請人の聞き取り調査は、急用のため立ち会えず。事前に打ち合わせをして立ち会うべきだった。それ以後の社長、同僚の聞き取り調査には、立ち会ったので監督署に調査のポイント等の把握ができるとともに自分の準備調査の見落としにも気づくことが出来た。

平成16年12月20日

不支給決定通知書が届く。

予想はしていたが自分なりに時間を掛けて準備し提出したのでがっかりした。

平成17年2月13日

審査請求書を配達証明で郵送

審査請求の趣旨、審査請求の理由は、別紙を添付した。

平成17年3月25日

同日の審査官聞き取り調査に立ち会う。監督署の聞き取り調査に比べると非常にスムーズに進み予定の2時間程で終了した。質問の仕方が非常に巧く、雑談かと思っていた会話が決定書で役所側判断の材料として記載される等勉強させられた。

平成17年5月23日

棄却

平成17年 7 月14日

郵送で再審査請求

平成18年 8 月23日

労働保険審査会会長より審理の期日及び場所についての通知が届く

請求人である妻は、今までの経過から監督署の決定を覆すのは無理であろうと判断して、仕事を休んで慣れない東京まで出向くことが負担であるというので代理人のみ出席することとした。

審査会より請求人の提出した資料だけでなく監督署及び審査官の調査した資料をまとめて290ページほどの冊子が送られてきた。審査会当日までの短期間にこれを読み込んで意見をまとめるのは、他の業務との兼ね合いもあり大変な作業であった。納得のいく準備ができなかったのが心残りであった。

平成18年 9 月22日

労働保険審査会審理

当日 8 件程予定されていた審理の 2 番目であったので時間通りと思っていたが、前の事件が請求人、弁護士、その他 3 ～ 4 人の傍聴人も同席した事件で20分ほど時間がオーバーしたため、遅れて開始された。審理は、当日渡された「審理に出席される方へ」のリーフレットの通り行われた。代理人の意見陳述においては、新しい事実の発見や有効な証拠の提出が出来ず、監督署、審査官の主張に対して些細な点での反論しかできなかった。既往症の脳梗塞については経過観察に通院はしているが問題なく勤務に従事していたこと。発症前 2 か月の時間外労働時間が100時間には、満たないが76時間17分（審査官）に及んだこと、重量物の運搬をしていたこと。寒冷環境の早朝配達を総合的に判断すれば労災保険法の給付が認められるべきであると主張するにとどまった。審査長からの質問に対しても緊張していたためもあって適切に返答ができなかった。また請求人が出席していなかったためか審査官からの質問も少なく30分の予定時間より幾分早く終了した。やはり請求人に出席してもらうべきだった。

平成19年 7 月30日

棄却

被災者が従事していた業務に明らかな過重負荷は認め難く、本件疾病は、被災者が有していた血管病変が自然経過の中で主として加齢、日常生活の要因により徐々に進行・増悪し発症に至ったものとみることが相当である。したがって本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

最初に相談を受けてから審査会の裁決ができるまでに 5 年以上が経過した。遺族にとっては、大変永い時間だったようですが私にとっても大変でした。解らないことだらけのなかで、たくさんの参考文献を購入し勉強し、諸先輩方のご指導を受けながら取り組みました。経済的利益は全くありませんでしたがこの経験はお金に代えられない貴重な体験でした。

(県央支部：鈴木 悦子)

「社会保険出張相談所」に派遣されて

当日の状況について

7月14日（土）益子地区で実施された、社会保険年金相談所に参加しました。
会場の役場は何事かと驚くほどの人々で、駐車場は満車、受付場所も判らぬほど並んでおりました。
当然のことながら、大きな社会問題として、その反響は想定以上でした。

事務処理のすすめ方

これも考えていた通りとは行かず、臨機応変に状況を判断したように思われました。
私は提出された資料の確認と、希望要件を整理することに致しました。
大部分の相談者は、それぞれの年金期間の確認と種類にあると思いました。
相談される方が、年金手帳を持参しており、大変助かりました。
経歴、年金の種類、期間と、順を追って聞いたり、説明したりしながら進めました。
年金手帳については大事に保管してあったと思います。
それ程、年金に対しては関心もあり、将来（老後）設計に対しても大事に思っていたからなのです。
益子会場では役場の職員が受付をして下さいましたが、300人以上の相談者があったようです。
大分馴れて、少しほっとしたのは、午後になってからです。
その中で、本人の確認、生年月日、ふりがな、年金の種類、期間等については、一週間後、調査して資料を各人宛に送付することにしました。
これは、本人が資料をゆっくり確認する為にも、良策であり、又、事務処理上にも良かったと思いました。

年金問題について

今後とも更に考えて行くことが多くあり、解明する必要があります。
年金の問題は現在も、今後も、山積されております。
労務士の仕事の中で、年金の説明、請求は一つの仕事として、永いこと続けております。
いろいろな事例にぶつかりながら、多くの知識、対応等、いつしか身についておりましたが、私にとってはこれからも考え続けて行く問題と思っております。

反省すること

年金問題について、行政を信用しすぎてはいなかったか。
年金が将来（老後）の生活に、大きな影響を及ぼすことに、もっと関心を持ち、考えて行かなければならない。

その他

徴収した保険料の管理について賦課方式でよいのか、将来の試算についても不安がある。

以上
(県央支部：上野 トヨ)

座談会に参加して

私は、去年に引き続き今年も座談会に参加させていただきました。さすがに2年連続参加というのは私だけだったようで、しかしそれにはそれなりの理由があるのです。当時まだ開業して数ヶ月の私は、去年の座談会に参加させていただいた事により執行部の先生方に、顔と名前を覚えていただけまして、それ以降の研修会や会の集まりに参加しやすくなりました。それが自分にとって嬉しかったということと、皆様ご存知のとおり栃木県会も今年の6月から役員が変わりまして、去年とは違った雰囲気での座談会になるであろうと思ったからなのです。

ご挨拶が遅くなってしまいましたが、このような貴重な場を提供していただき、また忙しい時間をさいて遠方からお越しいただいた県会の執行部の先生方、そしていつも笑顔で迎えてくれる事務局の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。おそらく参加された他の新入会員の方たちも、会でこのような貴重な場を設けていただいて、とても満足された事でしょう。是非今後も新しい方たちのためにも座談会を続けていって下さい。

さてその座談会の感想ですが、私は全ての執行部の先生方とは面識がありましたし、また2度目ということで全然緊張感はありませんでしたが、やはり他の新入会員の方々は緊張した面持ちがうかがえました。確かに去年の私はそうでした。

でも執行部の先生方は、わりと気さくな方が多いですから、こんな私にいつも行き会うたびに声をかけて下さいますし、実務の相談事にも親切丁寧に答えてくれます。ですので、他の新入会員の方々も、最終的には安心された事でしょう。

また、自分がいつも食べているものとは全然違う（笑）すごく豪勢なお弁当をご用意いただきました。そして食事を共にしながら、どちらかというと雑談交じりの座談会であったので、非常に楽しかったです。その中で私はたくさん質問させていただきまして、貴重なご回答をいただきました。

今までの会社員の時と違って、一人で開業すると全てを自分でこなさなければならないのです。しかし、そんな中で自分の力ではどうにもならない事態が随所に出てくるわけで、そんな時にこうした座談会のような場で先生方に相談したり、あるいは座談会により顔と名前を覚えていただいた面識のある先生方に後日相談出来るということはそれだけでも出席した価値があると思います。ですので、まだ座談会に参加しておらず、参加する権利をお持ちの会員の方は是非来年の座談会に参加して下さい。

社会保険労務士業は、いわゆるコンサルタント業であります。つまりお客様から頼りにされなくてはなりません。もし私がおお客様の立場であれば、執行部の先生方と私とどちらに相談したいか？といった場合には、間違いなく執行部の先生方を選ぶでしょう。ここで、私を選んでいただけるようになるにはもっとたくさんの知識を構築し、また同時に人格を磨いていかなければなりません。

早く自分も何かと頼りにされる存在になりたいと思います。今までいろんな先生方に良くしていただいた感謝の気持ちをいつまでも忘れずに、今度自分がお客様や後輩から質問されたりした時には親切丁寧に答えていきたいと思います。

そしていつか自分が座談会を開催し、後輩から感謝される身分になればと思います。

（県央支部：高橋 克佳）



アスベスト労働災害対策室 無料相談会の経過状況(6)

これまで何度か経過状況を報告してきた中皮腫による死亡相談の労災請求が、再三の当方からの審査状況確認の効果か、問題点の多い請求にもかかわらず、標準処理期間とされている6箇月で結論が得られる見通しとなりました。9月14日に請求先である柏労働基準監督署より、平均賃金決定申請書を送付することや、北海道に居住する請求人と面談をしたいとの連絡があったからです。通常、平均賃金や遺族面談は、監督署が給付手続きを開始したことを意味し、請求が認められたと解釈しています。

相談者の父親は、5年2カ月前、60歳の若さで無念の死を遂げられました。遺族にとっては、無念さと同時に真実を知りたいと思う気持は当然です。その気持を酌んでの五里霧中のスタートでしたが、担当した社労士としては、相談者やその遺族に対して精一杯のお答えができたのではと喜んでいます。

今号では、この事例の経緯などについて報告します。

経緯について

- ① 平成18年6月15日、故人の息子である相談者が来館し面談の結果、相談者の父親は、持参した死亡診断書写からアスベスト曝露による死亡であるとの確信を得たが、相談者の家庭事情から職歴等が不明であった。しかし、環境曝露か職業曝露かの何れにしる、補償されなければならない事案であり、今後、相談者からできる限りの情報提供を条件に調査を約束した。
- ② 何度か相談者と接触した結果、相談者の心も緩み、故人の年金手帳や職歴等の情報がもたらされ、学卒就職後、死亡までに勤務した会社は3社であること、その間に従事した業務は、全てが金型関係であることなどが分かった。
- ③ 金型とアスベストとの接点を調べるうちに、金型作成には焼入れ工程が欠かせないこと、焼入れ作業は高温炉で行なうこと、当時の高温炉には、アスベストが耐熱材として使用されていたこと、中皮腫の発症率が最も高いとされる青石綿が耐熱材として使用されていたことなどが分かった。
- ④ これらの資料をもとに最後に勤務した会社から訪問調査を開始し、その結果を相談者に報告していたところ、故人の残した手帳の存在とその手帳の記載に焼入れの記述が多数あることを知らされ、その記述を根拠に学卒後、最初に就職した松戸の工場から出張して焼入れを行っていた川口市の会社が曝露源であると断定した。
- ⑤ 学卒後に就職した会社と曝露源と断定した会社の両社とも、当時、一般によく知られた時計バンドやライターを販売する大手会社の関連会社であり、調査時には、両社とも既に、会社謄本上閉鎖されていた。
- ⑥ 遺族補償の時効期限も残すところ4カ月となり、「クボタショック」時に世論に配慮して通達された「転々労働者の取扱い」を頼りとし、通例とされる同僚2名以上の証言も得られないまま、手帳

の記述を唯一の証拠として、職歴や調査結果などを添付し、平成19年4月15日に松戸市を管轄する柏労働基準監督署に遺族補償請求書を送付提出した。

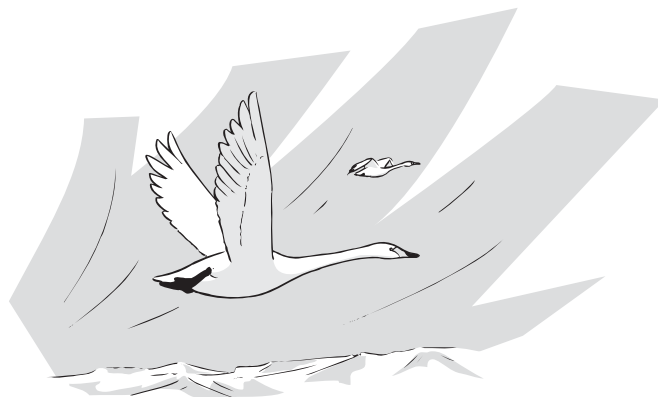
- ⑦ 5月下旬、柏労働基準監督署に審査状況を確認したところ、松戸の工場を吸収合併した会社に当時を知る社員が在籍しているとのことであった。この社員の存在で先の通達は適用されなくなり、社員の証言によっては、アスベストとの関連が否定されるのではと心配となり、再度、証言者探しを試みたが得られなかった。やむを得ず、手帳の焼入れや高温炉の記述を補強するために、高温炉開閉時や改修時に飛散するアスベストは、浮遊が8時間に及ぶこと、工場内に落下したアスベストも歩行の際、再び浮遊することなどを記し、仮に、技術者であったことから、故人が焼入れや高温炉改修作業等に従事していなくても、技術者としては製品を管理する立場にあり、曝露に曝される環境にあったことなどを主張する上申書を提出した。

今後の「アスベスト問題」と「無料相談会」について

現在「アスベスト問題」は、「マスコミ習性」から殆ど報道されず、世間に忘れ去れています。しかし、アスベストが大量に使用されたのが昭和50年前半、発症までの潜伏期間概ね40年とすると、今後が被災者の大量発症期になること。また、先日は、全建総連から国の補償を要求する訴訟が提訴され、同様な訴訟が全国各地で準備されていること。さらに、全国各地に建築物として放置されている900万トンの撤処理問題や埋立て処分された処分場の管理問題など、「アスベスト問題」が再燃する問題は、沢山残されています。

上記の事由から今後、アスベスト曝露による補償相談例は多くなるはずですが。しかし、「無料相談会」には、この事例のように、死亡原因に問題がないケースでも、業務とアスベストの接点、関係者の証言、職歴が広い地域に及ぶことなど、労災請求までの準備に、多くの時間、労力、費用がかかる問題、死亡原因に医学上の問題があるケースや中皮腫の5倍の発症率である肺ガンの相談には、「医学の壁」がある問題など相談を受ける際の問題点も多く、「無料相談会」の設立目的である社労士の地位向上を達成されるための「無料相談会」の在り方への課題も多いと考えています。

(アスベスト労働災害対策室：沼尾 和夫)



労働局でカラ残業？

11月10日の朝、寝ぼけ眼で朝刊記事を読んで目が覚めた！

『22労働局で不正残業』『カラ残業 22労働局』…

平成18年度の会計検査院による都道府県労働局に係る会計実地検査結果（超過勤務手当関係等）で庁費・謝金・旅費そして超過勤務手当など労働局の支出関係にかかわる不正経理や不適正な会計処理が指摘された。

とくに、17年次に検査された25労働局については、超過勤務手当の支給状況について庁舎の機械警備記録の書類による検査が実施されていなかったことから、18年次にこれらの労働局において庁舎の機械警備記録の書類による検査が再度行われ次のような指摘を受けた。

庁舎等の施錠が行われ機械警備による庁舎警備が開始された後（誰も残っていないはず）も、一部の職員が庁舎内において超過勤務に従事していたとされ超過勤務手当が支給されているものなど超過勤務手当が不適正に支給されているものなどが22労働局において、平成11年度から平成18年度までの間に計158,393,474円あったと指摘された。

なぜ、このような超過勤務手当の不適正支給が行われたか原因は、超過勤務命令及びその実績を毎日把握し記録するという事務処理が適正に行われず、1ヶ月単位でまとめて記録する（民間では、どんぶり勘定と呼んでいます）との不適正な事務処理が行われていたこと等により発生したものです。

他方、実際には超過勤務が行われていた日に、これに対応した記録がされていないという事例もあったとのこと。（これは、サービス残業でしょうか？）

最近では、監督署による事業所に対する臨検が頻繁に実施され、必ず時間外勤務に対する割増賃金未支払いの是正勧告を受ける。（労働基準法第37条）

是正勧告の是正内容を記入しながら、この新聞記事を読んだ事業主からの質問…『残業しなくても割増賃金を支払いなさい…こんな法律は労働基準監督署だけにあるのですかね？』

なんとも、皮肉な質問をされました。

民間企業ではサービス残業、官庁はカラ残業…これも官民格差でしょうか！

（広報委員）



編集後記

新しい広報委員になってから第2号目ですが、相変わらず原稿集めに苦勞する毎日です。
今回は、安全管理研修会も開催されたので、最終原稿にと考えていたため、締め切りに遅れてしまい申し訳ありません。

(広報委員：潮 田)

お知らせ

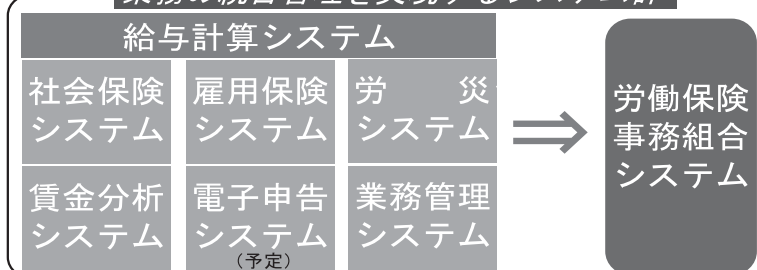
市町合併・住居表示変更による住所登録の手続きについて

市町合併・住居表示変更等がございました場合、市町役所で発行します証明書を添付していただきますと、通常「変更届」提出時に必要な費用、連合会手数料2,000円が、無料にて変更手続きが可能となります。対象となる方は、会員名簿をご確認のうえ、事務局までご連絡ください。
よろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士：労働保険事務組合向けシステム

Win社労士システム

業務の統合管理を実現するシステム群



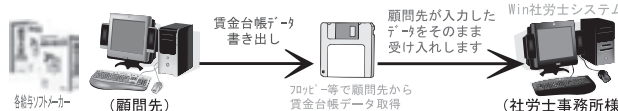
栃木県那須塩原市のソフト会社で
17年前から独自開発してきた
社会保険労務士執務システムです

～システムの概要～

- 社会保険及び労働保険に関する諸官庁に提出する届出書の印字管理
- 給与計算
- 社員台帳管理
- 顧問先への保険料変更等の通知処理
- 業種毎及び顧問先毎の平均賃金分析
- 電子申告(予定)

～システムの特徴～

- 顧問先で利用している給与ソフトの賃金データ取得が可能です。(弥生給与、給与大臣、TKC給与、給与奉行、etc)



自動受け入れされた賃金台帳データを基に
年度更新、算基、月変や離職票等の作成が可能!

- 出力するほとんどの帳票が指定用紙を使わず、A4コピー用紙に印刷する為コストパフォーマンスが向上します。

- ソフトウェアのみではなく、ハードウェアのサポートもリコーテクノシステムズ(株)との協業により実現。万が一のトラブルにソフト、ハードを問わず迅速に対応致します。

システムのお問い合わせ先

yisystem

株式会社 ユーアイシステム

栃木県那須塩原市下田野529-20 〒329-2811
Tel 0287-34-0707 Fax 0287-34-0701
URL <http://www.yisystem.co.jp>
担当：鈴木 直幸 info@yisystem.co.jp